

福祉サービス第三者評価結果(児童)

① 第三者評価機関名

NPO法人 福祉サービス・どう見るネット

評価決定日 平成19年11月29日

② 事業者情報

名称:	和泉愛児園	種別:	保育所
代表者氏名:	廣瀬 集一	定員(利用人数):	150 名
所在地:	〒 400 - 0073 甲府市湯村三丁目12-13	TEL	055-252-5854

③ 特徴

I	福祉サービスの基本方針と組織	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの根本となる理念が「正道明和」という言葉で示され、理念をもとに発展した6つの保育目標(基本方針)が確立し、園内外で生き生きと語られています。 ・理念のもとに具体的な中長期事業計画が全職員の参画により策定され実行されています。今後さらに福祉サービスの利用者にも理解が促進される取り組みが望まれます。 ・理念と保育目標は、リーフレット、保育園案内の冊子、40年誌などの印刷物や施設内への掲示、ホームページへの掲載など様々な方法でわかりやすく周知されています。 ・園の運営は園長のリーダーシップのもとに運営体制が整い、経験を積んだ管理職員も指導力を十分発揮しています。
II	組織の運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況の把握に積極的に努め、人材の確保・養成にも着実に取り組んでいます。特に職員の能力向上のための研修は計画的に実行されています。 ・保育士の育児休業取得を推進するなど、職員の労働条件の改善向上に対する取り組みは非常に先進的です。 ・地域に開かれた保育園であり、一時保育、延長保育、乳児保育及び地域子育て支援事業、放課後児童クラブなど幅広い受け入れ態勢を整え、子育て支援の拠点としての役割をしっかりと果たしています。
III	適切な福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質向上に向けた「利用者とのコミュニケーション」及び「職員間の情報共有とコミュニケーション」という二つの基本を押さえたシステムが構築され、良質な保育サービスの提供に取り組んでいます。 ・一人ひとりの子どもの成長記録、クラス単位会議、状況報告、給食運営会議、ケース会議などを縦軸に、定例の職員会議が横軸となった運営ラインが確立しています。それぞれの職員が担当する部門の討議実践記録は、赤字修正やコメントなどが記入され、改善を積み重ねたPDCAサイクルの取り組みがなされています。書式類の改良も常に行なわれ実状に応じた保育サービスが提供されています。 ・送迎時の保護者と保育士とのコミュニケーションや連絡帳、掲示板、印刷物などのツールに加え、保護者会活動が保育園運営のサポートを果たしており、保護者と保育園とのコミュニケーションの良さが保育サービスの質向上と満足度を高める環境形成の役割を果たしています。また、3歳未満児保護者の保育参加は体験したことを感想文とレポートで残しており、保護者が保育の質を理解するための積極的役割を果たしています。 ・園の職員構成では、勤続10年を超える経験豊富な職員が過半数を占めています。こうした職員構成が保育サービスの質を安定的に維持する上でも大きな役割を果たしています。また、一定の保育サービス水準を維持するためのサービスマニュアルが職員参画のもと各分野にわたって系統的に作成され活用されています。 *注 PDCA(計画、行動、チェック、見直し)

<p>付加 I</p>	<p>子どもの発達援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正道明和の保育理念を踏まえ、保育指針に準拠した保育計画に基づき発達援助が行われています。毎日の散歩や給食という生活場面の中にたてわり保育を取り入れ、さらに年齢別保育を有効に組合せた保育を行っています。保育目標の実践を目指す取組みが、日々の保育の内容に感じられます。特に「ぱくぱく」と名付けられたランチルームでのたてわり給食では、年下の子の面倒を自然に見るなどの光景が観察されました。 ・室内環境がよく整備された保育室があります。3歳以上児の室内では、遊びの種類別コーナーが設けられ、自由に遊びを選択できるようになっています。異年齢で遊ぶ姿も自然に展開されています。 ・3歳未満児保育では、月齢別保育形態をとり、一人ひとりの子どもの発育発達に応じた適切な保育ができるようにグループ別保育をしています。乳児に対しては、特に担当制が取り入れられています。子どもの目をみてあやしたり、微笑みかけるなど常に子どもの様子に気を配りながら、ゆったりとした対応がなされています。SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防のために細かな観察が行われています。 ・園内には、掲示板が何箇所もあり、特に3歳以上児の保育室近くの掲示板には、週単位の保育計画や毎日の保育の様子が記入された一覧表やお知らせが掲示されています。送迎時に、保護者の目につくように考えられています。 ・看護師が常駐し、子どもの健康状態の視診や健康管理、病気に対する対応や予防に取り組んでいます。食物アレルギーのある子どもに対しては、医師の診断に基づいて対処と管理が行われアレルギー対応食も充実しています。栄養士、保育士、看護師が協力した一体的な取組みがなされています。
<p>付加 II</p>	<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に関する業務や健康管理・安全管理・苦情解決等のマニュアルや規程類が整備され、標準的な実施方法も文書化されてサービスが提供されています。マニュアル作成には分野ごとに担当が決められ、全職員が作成に参画しています。全職員が参画することで職員の意識改革やモチベーションの維持にも役立っています。 ・「子どもも保護者も職員も、ともに育つ保育園」づくりに取り組み、送迎時のコミュニケーション、連絡帳、給食・保健だよりでの情報交換、掲示板の活用、育児相談や助言、情報公開等で保護者のニーズの把握に応える努力をしています。 ・保護者との懇談会、個別懇談、保育参観、3才未満児保護者の保育参加などが定期的実施され、子どもの発達や育児について理解し合う場になっています。こうした取組は、保護者の希望を取り入れて行事の休日開催など参加しやすく、保護者の共通理解を得る絶好の機会となっています。 ・「チャイルドセンター和泉子供館」には子育て支援専門の専任職員が配置され、子育て相談、サークル支援、子育て支援に関する講習会、一時保育、園庭開放、一日保育体験、子育てと仕事の両立支援に関する情報提供、放課後児童クラブなどの事業がおこなわれています。 ・一時保育の子どもと、通常保育の子どもとの交流は「必要に応じて一般クラスの中で過ごしたり、保育園の行事にも参加する」などの取組が行われています。 ・保育園の行事にはチャイルドセンター和泉子供館利用者や地域の人も希望に応じて参加しています。

付 加 Ⅲ	安全・事故防止	<ul style="list-style-type: none">・防犯カメラ、非常通報装置、送迎時の誘導員配置などの対策がなされ、安全管理や給食に関する衛生管理や食中毒の対応などのマニュアルが整備されています。・安全確保のため、事故報告書は改善対策実施も含め些細なケガについても記録されており、また、事故防止の記録に基づく職員会議での話し合いなどによる情報共有による事故防止に取り組んでいます。・保育室には防災組織図、安全管理の点検項目表、緊急時連絡先一覧が掲示され毎月避難訓練が実施されています。
-------------	---------	---

④ 総評

◇ 特に評価の高い点

1. のびのび、いきいき保育

生活の中でのたてわり保育と年齢別の活動を組み合わせ、保育目標の実践を目指す取組が行われています。たてわり保育でのお散歩や給食の時は年長児がやさしく手をつないだり、食事の世話をしたり話しかけたり、お姉さん、お兄さんの役割を楽しそうに果たしています。

年少の子どもたちが自然な姿でグループの中に溶け込んでいる様子を見ることができます。こうした保育実践は保育目標の「みんなの為に喜んで手伝える…友だちを大切になかよくできる子ども」を育てる取組として定着しています。

近隣の自然環境を利用した園外保育やリズム遊び、造形リトミックなどの遊びを大切にしながら通常保育とマーチングや和太鼓演奏、書道など、教育への発展を意識した取組が行われています。3歳未満児保育では、月齢別保育形態をとり、一人ひとりの子どもの発育発達に応じ適切な保育ができるようにグループ別保育をしています。

2. 食物アレルギー対応食や安心を育む食育

「楽しい食事環境を通して、望ましい食生活習慣を身につけ豊かな心を育みます」を給食における基本理念として掲げ、「食育」に基づく、季節感をとり入れた行事食、スペシャルランチ、手作りおやつ、手づくり給食が実施されています。

医師と連携した「食物アレルギー除去食・代替食」の取組は幼児期の食事対応による早期症状改善の成果を上げています。入園のしおりや紹介リーフ、職員の説明でも給食の取組について、きめ細やかな配慮や対応が紹介され、保護者に安心感を持たせるものとなっています。

3. 地域の保育センターとしての積極的役割

園は、保育方針として「地域の子育てニーズに対応し…総合的な支援の充実」を掲げています。基本方針の具体的実践として、乳児、延長保育などの特別保育への取組、全国初のモデル事業からスタートした子育て支援センターからチャイルドセンター(県エンゼルプラン)への発展などがあります。保護者、地域の保育ニーズに応えた事業運営が行われています。

4. ユニバーサルデザイン(すべての人に簡単・快適・楽しい・安全)

健常児、障害児、保育士がユニバーサルデザインの考えに基づいて改修された建物、設備の中で無理なく自然に生活しています。障害のある子どもも特別視せず、自然に園生活の中に溶け込むことのできる、生活しやすい工夫や配慮が随所に見られます。特にバリアフリーのトイレなど、子どもの状況に応じた設備に工夫が見られます。

5. 保護者とともに子育てに安心と信頼

40周年誌に掲載された歴代保護者役員の寄稿では、子どもを通して保育園と保護者が一体となった活動の歴史が語られていました。中長期計画では保護者の持つ力を保育に取り入れ「子どもも保護者も職員も共に育つ保育園づくり」「園との共同企画、園の応援事業、自主事業」など、保護者会の活動を計画の中に明確に位置づけていることが示されています。

◇ 改善を求められる点

- 1、外部監査の実施、人事考課の導入
- 2、安全確保・事故防止のための研修及び訓練
- 3、苦情解決機能の充実

キーワード(3~5個)

1. のびのびいきいき
2. 月齢別保育とたてわり保育
3. 安心を育む食育
4. チャイルドセンター和泉子供館
5. ユニバーサルデザイン
6. 子どもも保護者も職員も、ともに育つ保育園

⑤ 利用者アンケートからの「概評」

- ・保護者アンケートでは、安心して子どもを預けられる保育園として保護者との信頼関係を築いていることがうかがえます。給食の内容、保育への参加の機会、検診結果の伝達などの項目では評価が高く、ほとんどの保護者が子どもが楽しく保育園で過ごしていると回答しています。
- ・保育園の特徴を上げる記述回答では、たてわり保育による異年齢交流が盛んな点を評価する回答が最も多く、自由にのびのびとした保育や個性を重視した保育が行われている事、熱心な保育士が多い事などが上げられていました。
- ・回答の一部からは、入園前の説明や感染症発生時の伝達、苦情処理に関する項目などについて、よりきめ細やかな情報提供と回答を求めている保護者の意識もうかがうことができます。

⑥ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

和泉愛児園での第三者評価受審は、今回で二度目となります。平成14年度(社)全国保育士養成協議会の評価を受け、園内の自己評価を継続する中で5年毎の受審を中長期計画に宣言しました。今回山梨県版として評価項目が大きく変更された為、切り替えに苦心いたしました。以下の方針を確認して対応しました。

- ・ありのままの保育状況を表現出来るよう、書面で工夫をする。
- ・全職員参加で対応する。
- ・評価を活かし、継続的な自己評価につなげる。

受審する事により、評価項目自体が保育園マニュアルそのものであることを職員全員が気づかされました。今後も改善活動による保育の質の継続と向上に努めてまいります。

⑦ 各評価項目にかかる第三者評価結果別紙

評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立されている	① 理念が明文化されている	1	Ⓐ	b	c
			② 理念に基づく基本方針が明文化されている	2	Ⓐ	b	c
		(2) 理念や基本方針が周知されている	① 理念や基本方針が職員に周知されている	3	Ⓐ	b	c
			② 理念や基本方針が利用者等に周知されている	4	Ⓐ	b	c
	2 計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	① 中・長期計画が策定されている	5	Ⓐ	b	c
			② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	6	Ⓐ	b	c
		(2) 計画が適切に策定されている	① 計画の策定が組織的に行われている	7	Ⓐ	b	c
			② 計画が職員や利用者等に周知されている	8	Ⓐ	b	c
	3 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	9	Ⓐ	b	c
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	10	Ⓐ	b	c
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	11	Ⓐ	b	c
			② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	12	Ⓐ	b	c
II 組織の運営管理	1 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	13	Ⓐ	b	c
			② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	14	Ⓐ	b	c
			③ 外部監査が実施されている	15	a	b	Ⓒ
	2 人材の確保・養成	(1) 人事管理の体制が整備されている	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している	16	Ⓐ	b	c
			② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	17	a	b	Ⓒ
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	18	Ⓐ	b	c
			② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	19	Ⓐ	b	c
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	20	Ⓐ	b	c
			② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	21	Ⓐ	b	c
	(4) 実習生の受け入れが適切に行われている	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	22	Ⓐ	b	c	
		① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	23	Ⓐ	b	c	
		② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	24	Ⓐ	b	c	
(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている		① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	25	a	Ⓑ	c	
	② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している	26	a	Ⓑ	c		

評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目									
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果				
II	組織の運営管理	4 地域との交流と連携	(1) 地域との関係が適切に確保されている	① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている	27	Ⓐ	b	c	
				② 事業所が有する機能を地域に還元している	28	Ⓐ	b	c	
				③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	29	Ⓐ	b	c	
			(2) 関係機関との連携が確保されている	① 必要な社会資源を明確にしている	30	Ⓐ	b	c	
				② 関係機関等との連携が適切に行われている	31	Ⓐ	b	c	
				(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている	① 地域の福祉ニーズを把握している	32	Ⓐ	b	c
		② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	33		Ⓐ	b	c		
		1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている		① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	34	Ⓐ	b	c
				② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	35	Ⓐ	b	c	
				(2) 利用者満足の上昇に努めている	① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している	36	Ⓐ	b	c
			② 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている		37	Ⓐ	b	c	
			(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている		① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	38	Ⓐ	b	c
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	39			Ⓐ	b	c			
③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している	40			Ⓐ	b	c			
III	適切な福祉サービスの実施		2 サービスの質の確保	(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	41	Ⓐ	b	c
					② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	42	Ⓐ	b	c
		③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している			43	Ⓐ	b	c	
		(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している		① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	44	Ⓐ	b	c	
				② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	45	Ⓐ	b	c	
				(3) サービス実施の記録が適切に行われている	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	46	Ⓐ	b	c
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している	47		Ⓐ	b	c		
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	48		Ⓐ	b	c		
		3 開始・継続	(1) サービス提供の開始が適切に行われている	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	49	Ⓐ	b	c	
				② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	50	Ⓐ	b	c	
			(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている	① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	51	a	ⓑ	c	
		4 サービス実施計画の策定	(1) 利用者のアセスメントが行われている	① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている	52	Ⓐ	b	c	
② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	53			Ⓐ	b	c			
(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている	① サービス実施計画を適切に策定している		54	Ⓐ	b	c			
	② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている		55	Ⓐ	b	c			

評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準									
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果				
A	保育所版付加基準	(1) 発達援助の基本	①保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	1	Ⓐ	b	c		
			②指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	2	Ⓐ	b	c		
		(2) 健康管理・食事	①登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	3	Ⓐ	b	c		
			②健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	4	Ⓐ	b	c		
			③歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	5	Ⓐ	b	c		
			④感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	6	Ⓐ	b	c		
			⑤食事を楽しむことができる工夫をしている	7	Ⓐ	b	c		
			⑥子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	8	Ⓐ	b	c		
			⑦子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	9	Ⓐ	b	c		
			⑧アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	10	Ⓐ	b	c		
		(3) 保育環境	①子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	11	Ⓐ	b	c		
			②生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている	12	Ⓐ	b	c		
		(4) 保育内容	①子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	13	Ⓐ	b	c		
			②基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	14	Ⓐ	b	c		
			③子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	15	Ⓐ	b	c		
			④身近な自然や社会とかがかわれるような取り組みがなされている	16	Ⓐ	b	c		
			⑤さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	17	Ⓐ	b	c		
			⑥遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	18	Ⓐ	b	c		
			⑦子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している	19	Ⓐ	b	c		
			⑧性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	20	Ⓐ	b	c		
			⑨乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	21	Ⓐ	b	c		
			⑩長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	22	Ⓐ	b	c		
			⑪障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	23	Ⓐ	b	c		
		2	子育て支援	(1) 入所児童の保護者の育児支援	①一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている	24	Ⓐ	b	c
					②家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	25	Ⓐ	b	c
					③子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	26	Ⓐ	b	c
					④虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている	27	Ⓐ	b	c
					⑤虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	28	Ⓐ	b	c
				(2) 一時保育	①一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	29	Ⓐ	b	c

評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
A 保育所版付加基準	3 安全・事故防止	(1)安全・事故防止	①調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	30	Ⓐ	b	c
			②食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	31	Ⓐ	b	c
			③事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組みを行っている	32	a	Ⓑ	c
			④事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	33	a	Ⓑ	c
			⑤不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	34	a	Ⓑ	c